（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業

実施方針に対する質問、意見及び質問への回答の公表

（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に基づき、平成20年12月22日に公表しました特定事業の実施に関する方針（実施方針）に対する質問、意見及び質問への回答を御殿場市・小山町広域行政組合ホームページにおいて次のとおり公表します。

平成21年1月23日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者　御殿場市長　長田開蔵